

法令及び判例

(04/11)

A.- 法令

I.- 現地法人(有限会社)の設立, その他(その三)

j. 総会と会議(Assembléia e Reunião dos Sócios)

l. 召集(Convocação)

定款に従い経営管理者(Administrador – art. 1072)が召集する。要求された集会を経営管理者が召集しない場合資本金の5分の1以上の出資者や監査会が召集できる。

(Art. 1072, 1073, I e II)

2.- 総会や会議の成立(Instalação- art. 1074)

第一回の会議は資本金の4分の3以上の出席で、第二回の会議は出席出資者の数に関係なく成立する。

注 出資者の代理人へは他の出資者や弁護士がなれる。

3.- 総会や会議の進行(Art. 1075)

総会や会議に出席した出資者から議長と書記を互選し、議事録へは議決した案件の承認として必要な出席者のサインを取り、20日以内に商業登記所へ登録する。

4.- 決議(Deliberação- Art. 1076)

4.1.- 資本金の4分の3以上を所持する出資者の賛成を必要とする

定款変更と吸収合併、分離や清算状況の解除
(art. 1076, I)

4.2.- 資本金の3分の2以上を所持する出資者の賛成を必要とする

出資者でない者を経営管理者への任命(Art. 1061)と出資者経営管理者の解任(art. 1063)

4.3.- 資本金の過半数を所持する出資者の賛成を必要とする

定款外書類での経営管理者任命や解任(art. 1071, II e III, 1076 II)、経営管理者の報酬、但し定款に規定が無い場合(art. 1071,IV)、和議倒産申請(Art. 1071, VIII)

4.4.- 出席した出資者の過半数の賛成で可決できる案件

法令や定款に規定されていない案件

i.- 監査役会(CONSELHO FISCAL – art. 1066)

出資者会議や定款で任意に、国内居住者である出資者又は非出資者を監査役、正副3名以上を任命できる。

1.4.- その他

1.4.1.- 定例出資者会(Assembléia ou Reunião dos Sócios – art. 1078)

最低年一回、会計年度の終了後4ヶ月以内に定款に従い定例出資者会を開催し、経営管理者の事業と決算報告書を審議する。

出資者会による決算報告書の承認は経営管理者と監査役の会社経営管理責任の免責を意味する。(art. 1078, § 3º)

1.4.2.- 増資又は減資(art. 1081)

資本金の払い込み完了後、増資が出来る。

出資者の増資金額への応募期間は30日以内(Art. 1081 § 1º)

注

出資者の数が少ない会社の場合、全資本金を代表する出資者が出席しての会議が多く、上記30日の応募期間を省略し、即増資への応募を承認する場合もある。増資金額の払い込み後、増資完了承認の議事録を作成し JUCESP へ登録する。

1.4.3.- 減資(art. 1082)

資本金の支払い後、埋め合わせ出来ない損失や会社の目的事業に対し資本金が多すぎる場合減資が出来る。債権者は減資を決定した議事録の新聞公表から90日以内に減資に対する異議を申し出ることが出来る。上記期間内に異議申請が無ければ、減資を決議した議事録の JUCESP へ登録をする。

1.4.4.-株主や出資者間協定

企業グループ外の会社や個人と会社を設立する際は、新会社の出資金の譲渡、出資者会議での議決権、経営管理者の任命、解任等に付き細部にわたる同意書 (AGREEMENT)を取り交わす。

1.4.5. 経営管理者の任命

企業グループ会社の社員以外の人を役員や経営管理人へ任命する際は当人と就任後の報酬、待遇等について契約書を結ぶこと。